

舟岡部会長 ただいまから第3回「産業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続き「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」であります。

なお、今回が漁業センサスに関わる部会審議の最終回となります。本日は、前回の部会におきまして御指摘いただいた点について、農林水産省から御回答いただき、その後、前回部会での審議を踏まえて、私が整理した答申(案)の御検討をお願いしたいと考えています。さらに、答申(案)とは別に、部会長名で統計委員会に報告するメモについても御検討をお願いしますので、よろしくご願ひいたします。

なお、本日は椿専門委員と三木専門委員が所用で御欠席です。

それでは、本日の配付資料の説明と、12月21日に開催しました第2回部会に結果概要について、會田統計審査官から説明をお願いいたします。

會田統計審査官 それでは、まず配付資料から説明させていただきます。

「第3回産業統計部会 議事次第」があります。その後ろに配付資料として、資料1、2、3、参考がございます。そのほかにクリップでとめてあります(参考)というので、で8つほど席上配付用の資料としてお配りしているものがございます。

一番上が「2008年漁業センサス調査票(案)」。6番目に「諮問第2号の答申(案)」、これは舟岡部会長がとりまとめて案をつくっていただきました今回の答申(案)でございます。一番最後に「第1回産業統計部会結果概要」というのをお配りしてございます。

それとは別に、A4、2枚でかなり細かい文字で入っているのがございますが、舟岡部会長から統計委員会に、今回の部会審議に当たってのメモ、メモランダムということで出していただくものがございます。本日は答申案文と部会長のメモランダムと、両方御審議いただく予定でございます。以上が、配付資料でございます。

それから、お配りしております配付資料の参考として、薄い方のまとまりの最後の2枚ほどに、昨年12月21日に行われました第2回産業統計部会の議事概要というのが付いてございますので、そちらの方を復習の意味で簡単にもう一度説明させていただきます。

「5 概要」でございますが「(1) 前回部会で指摘された事項」ということで、今回調査では漁業経営体として、官公庁・学校・試験場というものをすべて除外する予定でございましたが、その中でも、事業所として漁業に産業分類上、格付されているものがあるのではないかと。それは調査対象とするべきではないかということで、調査実施者から今回報告していただくことになってございます。

コミュニティ活動等の把握ということで、今回は地域調査票をかなり縮減していることがございますが、地域活性化等の施策の観点から重要であるということ、それから、将来的には産業全体について、それを支える地域におけるコミュニティ活動をとらえて、小地域情報として結果表章を行うということも必要ではないかということの御意見がございました。

(2) 残りの論点案としまして、アということで、新規就業者「過去1年以内に新たな漁業を始めた人」ということで、今回把握することとなっておりますが、年齢が15歳以上65歳未満というこ

とになっておりましたが、65歳以上の新規就業者も結構いるのではないかという御意見がありました。年齢条件については、調査実施者の方で検討していただいて、報告していただくということになってございます。

次のページを御覧いただきまして、漁船登録データの活用につきましては、前回、静岡県から現状についての御説明、御報告がございました。個人情報保護条例との関係で、統計作成目的に提供できるということが明記されている県とされていない県があるということ、データ形式が都道府県ごとに統一されていないということ、必ずしも直近の状況のデータではないということ、今回、漁業センサスでは漁船に関するデータの項目をかなり縮減するということがあって、共通する項目が総トン数程度しかないということ、漁船登録データを使う場合には、国から公文書をいただくことやしやすいというような御意見がありました。以上が、前回の概要です。

それから、こちらの固まりの方の資料の一番最後に、第2回ではなくて第1回の産業統計部会の結果概要というのを、前回資料でお配りしましたところ、本日、御欠席されておりますけれども、三木先生から第1回産業統計部会の結果概要の2枚目の頭のウというところで、複数の漁業経営体による自主的な漁業管理の集まりの除外という表題を付けさせていただいたところ、この表題だとか何か漁協関連も含めすべて除外してしまうような感じがあって、そうではないのではないかという御指摘がありました。確かにそのとおりで、漁業協同組合に関連した漁業管理組織以外のその他の集まりについては除外するというので、任意的につくられているものについては把握できない。完全に把握できない部分については、除外するというので訂正させていただいたところがございます。

舟岡部会長 ありがとうございます。

ただいまの修正等も含めまして、よろしいでしょうか。

それでは、第1回の産業統計部会の結果概要の修正については、お認めいただいたとさせていただきます。

議事に移らせていただきます。前回の部会で御指摘いただいた事項について、農林水産省から回答していただきます。3点あります。

第1点は、官公庁・学校・試験場を除外することとしていますが、これらの機関においても、産業分類上の漁業に格付されている事業所がないかどうかを確認して、漁業に格付されている事業所は調査対象とすべきではないか。

第2点が、新規就業者を把握する事項において、新規就業者の定義が15歳以上65歳未満の者となっているが、65歳以上を除外することが適切であるかどうか。また、従業者の定義に関連して、調査票(案)に若干の変更があるとお聞きしていますので、併せて説明をお願いいたします。

第3点が、漁船登録データの活用について、再度検討された点について報告していただきます。以上3点について、農林水産省から説明をお願いいたします。

農林水産省秋山調整官 では、お手元の資料1のところから説明させていただきます。

資料1「官公庁・学校・試験場における産業分類について」でございます。

先ほど御説明もあったとおり「2003年漁業センサスの調査対象としている官公庁・学校・試験場

の産業分類は、別紙のとおりであり」ということで、次のページに別紙がついております。

御覧いただくとわかるとおり、都道府県機関の水産増殖センターや栽培漁業センター、それから市町村機関の水産ふ化場、こういったところについては産業分類上、漁業という大分類になっておりまして、それを踏まえて漁業に分類される事業所が含まれております。このため、漁業に関わる産業統計としての漁業センサスの性格ということも踏まえまして、御指摘のあったとおり、官公庁・学校・試験場のうち、漁業に分類される事業所は継続して調査するというものとして、その他の事業所については除外することとしたいということでございます。

これに伴いまして、別紙のとおり調査票等を修正するというもので、お手元に調査票が配付されていると思います。その中の「漁業経営体調査票（漁業協同組合等用）」という資料を見ていただければと思います。

舟岡部会長 17 ページですね。

農林水産省秋山調整官 そうです。17 ページです。

その中で、調査票の最初のところにありますとおり、漁業協同組合等用ということで、試験研究機関・学校・官公庁の関係では、今、申し上げた水産増殖センターや栽培漁業センターについては、この調査票で把握いたします。それに伴い、漁業協同組合用だったものを漁業協同組合等用ということで、「等」を入れさせていただきました。

それから、青で囲ったところでございます。「記入上の注意」でございますが、ここも「等」を入れさせていただきました。

その下の方に「経営組織コード」がありますが、今まで4、5 だけだったのですが「7：その他」を追加させていただきました。

官公庁・学校・試験場における産業分類については、以上でございます。

続いて、資料2「新規就業者の定義について」でございます。

前回第2回の産業統計部会の議論を踏まえまして、新規就業者の定義については年齢に関する条件（年齢が満15歳以上65歳未満の者）ということを明記していたわけですが、これを削除したいと考えております。また、表現の適正化も図りたいということでございます。

二重線の囲いのところに、新たな定義（案）としてお示ししてありますが、この中にあります調査期日前1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下の～のいずれかに該当する者ということで、のところにあります新たに漁業を始めた者、この中に過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含むということで、再度漁業に従事した者も含めることを明確化させていただきました。

のところは、下のところからの若干の修正であります。他の仕事の主であったが、漁業が主になった者ということで、これは表現の明確化をさせていただきました。

のところでございますが、ふだんの状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者ということで学生等が考えられますが、これについても表現の明確化をさせていただいたということでございます。

この点については、上記の定義の明確化に伴いまして、漁業経営体調査票を別添のとおり変更す

るということで、調査票を御覧いただきますと「漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）」の3ページの青丸で囲ったところでございます。「過去1年以内に漁業を始めた人」ということで、前回までは「新たに」が中に入っておりましたが、それを削除させていただきました。

次の4ページ「自家漁業に雇った人」で、この中の青の四角で囲んであるところに、今ほど申しあげました過去1年以内に漁業を始めた人ということで、この定義をここに入れさせていただきました。

それからもう1点、4ページについて、これは私どものミスですが、今まで(2)表の「15歳から19歳」という1行上に「過去1年以内に漁業を始めた人」という項目が入っていましたが、30日という日数と関係なしに漁業を始めた人を把握するという事なので、これを(1)表の項目に入れさせていただきました。以上が、新規就業者の関係でございます。

舟岡部会長 会社用も修正がありませんか。

農林水産省秋山調整官 同様の修正でございます。あとは、同じような修正をさせていただきましたということで御了解いただければと思います。

それから、第2回の部会で御了解いただきました常時従業者の定義のところでございます。調査票の58ページでございます。これについて、前回、御了解いただいた部分につきまして、常時従業者の定義に合わせて、ここに定義を入れさせていただきました。

また、会社用もございますが、会社用については「記入上の留意点」などで徹底したいと思っております。

次に、資料3「漁船登録データの活用について」でございます。

漁船登録データの活用については、2008年漁業センサスにおいて、全国統一的に対応することは困難な状況ではありますけれども、都道府県に対して私どもも積極的なデータ提供の働きかけを行いまして、提供可能な都道府県のデータを早急に入手して、活用するための検証を行った上で、一部の地域でもデータ活用ができるよう対応してまいりたいと考えております。

ただ、そうは申しあげましても、この件については農林水産省としても引き続き努力はしていきますけれども、各都道府県における電子化の状況とか、それから個人情報保護の取扱いが異なるというようなことがございまして、単独で一律的に解決するという事はなかなか困難な面もあります。

そういった意味で、統計委員会においても、行政記録情報の活用に係る課題とその対応等について、明確な方向を打ち出すようお願いしたいということと、特に地方自治を所管している総務大臣から各都道府県に対しても、行政データの活用に対する協力依頼等、行政記録の統計利用が円滑に進むような下地づくりを進めることが重要だとも思っています。政府統計全体としての対応が必要であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次のページが「漁船登録データの活用に係る主な課題」ということで、幾つか参考として載せさせていただきます。

まず1点目は、登録された漁船名等の情報については、各都道府県が独自に電子化を行っているという状況でございまして、フォーマット等も含めて、データ形式等がやはり統一されていないと

というのが1点ございます。

2点目は、漁船登録データと漁業センサスの調査客体名簿、それとのマッチングを行う必要がありまして、そのマッチングに当たって、両データの共通化を図るためのファイル変換業務等の作業労力や経費が必要になってきます。

登録者の氏名や住所、それと調査客体名簿の「経営体」、住所でマッチングするということになりますが、個人や会社、組合、共同経営ごとに、それぞれの漁船について照合の可能性の検証が必要となるということで、名寄せ作業も含めて、そういう検証が必要になってくるということがございます。

4点目が、個人情報保護条例の問題でありまして、統計作成目的の場合にはデータを提供することができるという都道府県が29県ありますが、それにおいても個人情報保護意識の高まりによりまして、海難等以外は提供できないとか、それから「データ提供の手續手順が未整備である」という理由によりまして、漁船登録データの提供に消極的であるというような状況でございます。

それから、これを実際活用するということになりますと、このデータについて、本体調査票から切り離すなどの単体の調査票としてのプレプリントの工夫も必要となってくるということがございます。プレプリントということになりますと、また、その作業も必要になりますけれども、個人情報保護の関係での県ごとの判断がまちまちであるということ、また漁船登録データの使用申請をしてみないとまだわからないという部分も相当残っているということもございます。調査客体もプレプリントされていた場合には、逆にうちの登録データが何でわかるのかというような誤解とか問題も生じてくるので、調査客体への根回しというか周知も必要でしょうし、また漁連や関係団体への説明等も必要ではないかと考えられます。

いずれにいたしましても、データを提供していただけたところからデータを提供していただいて、早急に検証させていただいて、積極的に対応していきたいと思っておりますが、統計委員会や総務省の方からも御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいま農林水産省から説明のあった3点について、御意見をいただきたいと思えます。

まず、資料1について、当初の計画では、官公庁・学校・試験場は2008年漁業センサスの調査対象外とする案でしたが、水産増殖センター、栽培漁業センター、水産ふ化場等、日本標準産業分類において漁業に分類されている事業所については、引き続き調査対象とすべきではないかという意見が前回部会でありました。それを受けて、これら水産増殖センター等の漁業に分類される事業所については、協同組合等という「等」を入れて、同様な調査票の中で引き続き把握したいという農林水産省の御意見であります。いかがでしょうか。

美添委員 確認だけですが、このセンサスの母集団が、結果的に事業所の単位で漁業に格付されるものという整理になったという理解でよろしいんですか。

舟岡部会長 産業統計としての性格を強める方向を目指していて、今回の結果で、それを最終的に確認したことになるかと思えます。

農林業に係る統計については、産業統計として日本標準産業分類に従って、農業、林業に格付さ

れた事業所を対象として調査を行うことが 2005 年農林業センサスの部会審議の中でも提示されたかと思いますが、漁業センサスにおいても同様な考えに立って、今回、官公庁・学校・試験場であっても、漁業に分類される事業所については調査対象とすることと整理しました。

対象事業所は全部で幾つですか。

農林水産省安藤課長補佐 前回の 2003 年の漁業センサスにおきまして、官公庁・学校・試験場として把握された数は、海面漁業で 121、内水面漁業で 79 ございました。このうち、各県の水産増殖センター、また市町村の水産ふ化場について、継続して把握していこうということで前回の名簿を基本に精査していくこととなりますが、残るのは 1 割～ 2 割程度ではないかと思えます。今後、調査の準備段階で精査して、適切に調査してまいりたいと考えております。

舟岡部会長 20～40 だけ調査対象が当初案から増える見込みですね。

農林水産省安藤課長補佐 はい。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

美添委員 本質的にはほとんど影響ないと思いますが、整理としては最初の提案は漁業を対象にするために外した官公庁や学校だったけれども、よく見たら漁業に分類される事業所も含まれていたもので、そこは復活した。そういう整理でよろしいですね。

農林水産省安藤課長補佐 そうです。

美添委員 了解しました。

舟岡部会長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

部会審議で、調査対象について改めて精査して、漁業に分類される事業所が追加的に調査対象とすることになって、これによって、平成 21 年経済センサスおよび平成 23 年経済センサスの結果と整合することになります。経済センサスでは、当然産業分類に従って対象を産業格付けしますから、漁業センサスで漁業から外れて、経済センサスで漁業としてとらえるといった不一致は不都合です。いずれもセンサス調査であるならば、対象が一致して当然ですので、今回の見直し措置によって、それが図れたことになり、適当であると思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、これについては了承いただいたといたします。

続きまして、資料 2 はいかがでしょうか。

山下専門委員 確認させていただきたいのですが、例えば調査票(案)の 2 ページのところに過去 1 年以内に漁業を行った人というのがあるのですが、その後の定義で考えると、今までは 3 ページの過去 1 年以内に漁業を始めた人も、4 ページの定義に当てはまるのですね。いわゆる過去 1 年間にした仕事の中の過去 1 年以内に漁業を始めた人も、4 ページにいわゆる定義が書いてあって、そこに当てはまる。そうすると、過去のセンサスでは、漁業が従であっても名前が書いてあって、その人は新規就業者とみなしていなかったと思いますが、今回の調査からは、その人は新規就業者としてカウントされることになるのでしょうか。

舟岡部会長 今回の定義で考え方が整理されたと思いますが、今までどういう扱いになっていたかについて、農林水産省から説明をお願いします。

農林水産省安藤課長補佐 まず漁業センサスでは、新規就業者というのを全く把握しておりませ

んでした。平成 14 年度までは、毎年、新規就業者調査で農業とか林業とかの一環で漁業についても調べておりました。

今回、漁業センサスとして新規就業者を調査するというので、例えば個人経営体におきましては、世帯のうちの新規就業者ということで、先ほどの調査票の通し番号で言うところの 3 ページ目のところで、世帯のうち漁業に従事していて過去 1 年間に新たに漁業に就かれた方は、そこで把握するというようにしておきまして、次の通しのページの 4 ページでいくと、雇った方の中にも新規就業者がいれば、そこで把握すると考えております。

舟岡部会長 新規就業調査でとらえる対象と、今回の漁業センサスで過去 1 年以内に漁業を始めた者としてとらえる対象が同じであるかどうかという、御質問です。

農林水産省安藤課長補佐 対象としては同じでございます。

定義としては前回お示したように、年齢の制限が付いておりましたが、今回外しましたけれども、その実際のところが余り多くないので、変わらないかと思っております。

舟岡部会長 どうぞ。

美添委員 新規就業調査との関係がわからないのですが、新規就業調査はどういう調査か御紹介いただけますか。

農林水産省安藤課長補佐 平成 14 年まで農業、林業、漁業に係る新規就業者を関係する団体や事業所について調べておりましたけれども、今、統計部の方ではそこはやめておきまして、漁業の関係では、大日本水産会がアンケート調査で把握しているというのが実態でございます。

美添委員 従来は承認統計で毎年実施していたということですか。

農林水産省秋山調整官 そうです。

美添委員 それが今、ないということですね。

農林水産省秋山調整官 はい。

美添委員 わかりました。

舟岡部会長 漁業センサスとの概念の違いは、新規就業調査では当初提示された、1、2、3の定義に従って調査していたが、この定義について、65 歳以上の新規就業者は実態的に余りないと予想されるけれども、今後登場してくることもありうるので、年齢の制限を審議の結果、外したという点です。それから、新たに漁業を始めた者として、これまでよりも紛れがないような形で定義を明確にしたということですが、山下専門委員よろしいでしょうか。

山下専門委員 はい。

舟岡部会長 ほかに、これについて御意見はございませんでしょうか。

新規就業者の定義については、今まで以上に明確になったことから適当だと思います。

もう一点、参考資料の 58 ページをごらんいただきたいと思います。「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票」の中にだけ、常時従業者について明確に定義が調査票内に記されています。スペースがあったから記したものと思いますが、この定義については会社用等においても同じ定義であり、定義が整理され明確になっています。

従業者の中には、雇用者、家族従事者、常勤の役員に加えて、昨今いろんな産業で増加していま

す出向・派遣の受入者、これらを従業者の概念の中に含めています。常用雇用という用語がありますが、常用労働者とか常用従業者という言葉は余り定着していませんので、今回、漁業センサスで初めてだと思いますが、常時従業者という用語を使用して、常用雇用と同様な概念を雇用者以外の家族従事者、役員、出向・派遣受入者についても適用し、そこにあります「期間を定めずに従事している人」から〔平成20年9月と10月、調査月の前月、前々月にそれぞれ18日以上従事した人〕まで、それらの人を含めて常時従業者として定義し、それを漁業センサスの中でとらえて、恒常的に漁業に従事している人をそれ以外の人と区別してとるようにした。

常時従業者という用語は漁業センサスにおける定義にとどまらず、ここで一たん定義しますと、ほかの統計でも同様な定義が適用されるのではないかと私は理解しています。これについて、総務省統計局で御意見ございますか。

総務省統計局 現在、総務省統計局の調査におきましては、従業者は基本的に58ページの説明で言いますところの一番上の従業者というレベルで把握はしておりますが、常時従業者の定義にあるような経常的に従事するような者だけというのは、現在把握していない状況です。

これにより近いものとしては、私どもの事業所・企業統計調査の中で、事業従事者という者を把握していますが、これは実際に事業に従事しているか否かではなく、事業所への所属概念により定義しています。今後、このような定義がなされたということも踏まえまして持ち帰り、今後の検討事項として内部に周知したいと思います。

舟岡部会長 経済産業省はいかがですか。漁業センサスの従業者概念では工業統計をある程度、参考にしましたが、それに若干の変更を加えて、常時従業者を明確に定義していますが、いかがですか。

経済産業省経済産業政策局 工業統計の今の考え方が全くこれと同一でございます。ただ、呼称が常用労働者ということでやや誤解を受ける名称だったこともありまして、これも検討をしていきたいとは思いますが、こういったクリアな形で定義がされることは非常に望ましいことではないかと、こういうふうに考えております。

舟岡部会長 厚生労働省はいかがですか。

厚生労働省統計情報部 私ども、特に統計の種類は幾つかありますが、主に所管している事業というか、そういう関係の医療施設だとかというところであれば、また違って来るのですが、いわゆる旧労働省が行っておりました統計の関係で言いますと、やはり政策ターゲットというところが、行政的に言えば、使用者と労働者という労働基準法の定義が前提になってくるわけでございます。

そういったところから似たような概念、名前は先ほど出てきた工業統計とも同じなのではないかと思いますが、常用労働者という概念を使いまして、いわゆる雇用者の方で常用概念というか期間の定めがないあるいは1か月以上、それから日々雇用とか期間の定めが1か月よりも短い人たちの中において、18日以上という過去2か月の実績、ほかの制度とかを見ながらということになるかと思えます。

こういった形で調査をさせていただいているということでございまして、どちらかという、先ほど部会長がおっしゃられましたように、常用労働者あるいは常用雇用者という定義の中において、

従事者と労働者という概念からすると変わってきているところがあるのかなと思います。

ただ、我々、それを政策ターゲット上、やむを得ないことだと思っているのですが、そこで少し気になることがあります。細かいことを申し上げますと、派遣あるいは出向の受入者という形で出ておりますけれども、我々はどちらかという、先ほど申し上げたとおり、雇用関係のある人たちというところを政策ターゲットということで考えております。

出向を受け入れた場合は、その出向の受入先においても雇用契約が結ばれるということが一般的でしょうから、基本的にはそちらの労働者としてカウントされますけれども、派遣の場合は、厳密に言って指揮命令系はありますけれども、雇用関係はないというところが当然出てきますので、一般的な我々が行っているような調査、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査といった指定統計を中心にした労働関係の調査では、余り派遣とかの受け入れの労働者を直接のターゲットにしていない。常用労働者という言葉の中に、労働者という概念の中にも、先ほど言った所属関係ですね。従事している場所ではなくて、従属関係という言葉が適切でないとは思いますが、そういう持ち物を所有している概念と、それから実際に物理的にやっている概念というのは多分違う。労働等による関係でいけば、使用関係だけではなくて、恐らく派遣受入だとかということも調べなければいけないということになるのですが、そのところが行政の持っている制度の仕組みからして違うところがあると思います。

ただ、むしろ派遣を専門に調査をするような派遣労働者実態調査とか、あるいは就業形態の多様化ということで、併せて派遣労働者を調査するような場合は、派遣先で調査をさせていただくということがございますけれども、基本的に常用労働者という概念でやらせていただいている限りにおいては、先ほど事業所・企業統計調査に行われる常用雇用者の概念と同様にやらせていただいているところがありますので、一応、そういった違いがあるかとは思いますが。

それで、最近では調査項目の標準化というようなことがあるかと思しますので、その流れの中において、この常時従業者というのは、雇用者とはまた違う広い概念での従業者、例えば使用者や役員も含まれるとかですね、そういった概念の中において、同じようにこういった期間の定めがないとか、そういったような形の広げたバージョンというものがあって、更に、その内訳みたいなどころでの常用労働者あるいは常用雇用者というものがあるということは、我々にとってはどちらかという、近い性格のものがより見えてくるような形になってくるということであれば、項目に標準化で、1つに収まっているわけでないにしろ、そういった形の定義が、類推できるような定義になってくるということは結構なことではないかなというのが、印象としてはございます。

舟岡部会長 ありがとうございます。

労働者という概念は、漠としてとらえようがないところがあって、人によってその定義がまちまちです。統計委員会の場で労働関係の概念定義の統一化がいずれ図られるだろうと思いますが、工業統計と漁業センサスにおいては、現場での経済活動に直接的に従事している者をどういう身分、所属であれ全体としてとらえたいニーズがあります。その際、労働者というあいまいな概念よりは、従業者という概念の方がより明確になって紛れがないだろうと理解していますし、今回の漁業センサスにおける常時従業者という用語の定義は、そういう考え方に基づいていると理解しています。

これについてよろしいでしょうか。どうぞ。

美添委員 雇用者に関しては常用の概念は明確であるということですが、58ページの、。個人事業主、家族従業者について、常用雇用者の概念規定は雇用保険の適用対象と理解すると、そういう整理は、そもそも家族従業者について可能だろうか。事業者が判断して書けるだろうか。家族従業者であれば、すべて期間を定めないので常用と考えるということであれば、あえて常時雇用者に、を含めなくても、自然に足し合わせればわかるのではないかという気がします。

に関しては、厚生労働省の方が言われたように、出向と派遣について分けて考える整理もあるとは思いますが。実態が把握できるのであれば に関しては、いわゆる常用雇用に準ずるものか、そうでないものかという区別はあった方が確かに望ましいと思うのですが、、 について、どなたか専門の方がいたら、御教示いただければありがたいと思います。

舟岡部会長 家族従事者であっても単にお手伝い程度しかしていないという人もいますし、役員も名目上の役員がありまして、こういう者は常時従業者には含まれないという整理になっているとの理解です。

美添委員 従業者には含まれるけれども、常時従業者には含まれない。

舟岡部会長 常時従業者には含めないということです。

美添委員 非常勤の役員は、の期間を定めずに従事しているのではないのですか。

舟岡部会長 期間を定めずに雇用している者は雇用契約上の用語ですね。同様に、雇用者以外の従業者の従業上の契約が有期か期間の定めがないかですが、役員だと契約期間があるかもしれませんが、家族従業者だと契約という概念はありませんね。

美添委員 とすると、それを適用すれば、すべて常時になるのではないのですか。

舟岡部会長 そこはどうですか。

総務省統計局 事業所・企業統計調査では、同様の定義は常用雇用者という取扱いで整理してございます。

舟岡部会長 常用雇用はわかりますが。

総務省統計局 この定義の根拠は先生がおっしゃるとおりで雇用保険法の中に臨時雇いの定義がございまして、事業所・企業統計調査では、その裏返しとして常用雇用者を定義しています。所属ベースの整理として、我々の調査では役員と家族従業者は雇用者と別立てでとっておりますので、そのところは問題なく整理していますが、定義として役員や家族従業者は何らかの差別化が必要かと思えます。

美添委員 差別化というのは、家族従業者とか常勤の役員であってもですね。

総務省統計局 根拠が先生のおっしゃるとおり雇用保険法であり臨時雇いから持ってきている定義の裏返しなので、雇用者の定義であると考えます。

舟岡部会長 雇用者については明確です。雇用者以外についても、従業期間から見て常時その現場で働いている者を併せてとらえたいという統計ニーズがあって、これは工業統計においても同様です。現在では、そうしないと、雇用者だけでとらえてもその現場の労働力をとらえたことにならない。派遣・出向者がその中の大きな割合を占めますが、それ以外でも従業者として、役員、個人

企業ですと個人事業主、家族従業者がいますから、それをどう扱うかということですが、後者については契約の概念が必ずしも明確ではないので、そこについてとことん詰めても、それほど生産的ではない気がします。この「～」は、常用雇用者における常用の概念を準用して、雇用者以外についても、基幹的に従事している者を全体としてとらえたいために設けているのだという理解、整理ではいかがでしょうか。ここを詰めても余り益がないと思いますが。

美添委員 この調査に関しては部会長の整理のとおりですが、これがその後、ほかの統計にも同じような形で適用されるというのは、私は慎重に判断したいと思います。

特に「～」に関して、いわゆる雇用保険と同じような条件を判断することがどこまで可能なのか、意味があるのか。部会長の意図を反映するためには、「～」あるいは「～」に関しては別な定義が必要ではないかと思います。実態の勤務時間など、従事時間がどのくらいであったか。

舟岡部会長 までというのは、個人事業主、家族従業者についてですか。

美添委員 はい。個人事業主、58ページの「～」、「～」、この辺について雇用と全く同じ定義を使うのは、部会長の趣旨を素直に反映しているとは思えないので、今後の検討が必要ではないかと思います。

舟岡部会長 工業統計の立場から何かありますか。

経済産業省経済産業政策局 漁業センサスについては、「～」、「～」、「～」というのは、こういう形で明示しておくことは非常に必要だと思います。書く側とすれば、当然ながら常勤の役員がどこに入るのかと思います。それで、ほかの、例えばこれからの経済センサスとか、あるいは工業統計とか他統計を考えたときに、それぞれ常勤の役員について、下の期間を定めずとか、そういったことが本当に適用されるかということ、ここはやはり疑問なしとしないところだと思っております。

ただし、漁業センサスも工業統計も産業統計という観点から、生産性といいますが、1人当たりの生産額や付加価値額を出すときに、やはり常時現場で働いている投入を正確に把握するということは不可欠だと思いますので、漁業センサスについては、産業統計としては非常にクリアな考え方だと考えております。

舟岡部会長 そうしますと、「～」の定義については、「～ 雇用者」と「～ 出向・派遣受入者」に適用する条件とすれば、整合的でわかりやすい。

については、定義の適用について判断に紛れが生ずる可能性がある。

については、難しいところがあって、常勤の役員と称しながら、契約上常勤でも名目上に過ぎず、報酬ももらっていない常勤の役員はたくさんいますね。漁業センサスで言えば、組合等の理事は名誉職的に理事をやっていて、漁業に実際に従事しているかということ、そうではないケースが数多くある。これをどう扱うか。

については、美添委員の御指摘のように、そのまま黙って常時従業者に含めるということもあり得ますね。

美添委員 余り追及しても、生産性は高くないという部会長の判断で正しいと思います。

舟岡部会長 漁業センサスはこのような定義としますが、ほかの統計調査への適用においては、

の個人事業主及び家族従事者と の常勤の役員についてどう扱うかを中心として、定義を明確にすることが必要だという整理で、この場の了解が得られたということによろしいです。

美添委員 はい。

舟岡部会長 この詰めをとことんやるとなると、大変だろうという気はしますので、えいやっと、どちらかに入れるしかないのかもしれませんが。

農林水産省で何かありますか。

農林水産省安藤課長補佐 従業者という全産業をとらえる立場とか、雇用者と使用者の立場とかいろいろございまして、うちの産業統計ということで、どちらかという経済産業省さんと同じ考えで、この漁業センサスはこれでやらせていただきたいと思います。これを基に、また関連するさまざまな定義の発端になっていただければと考えております。

舟岡部会長 どうぞ。

出口委員 質問ですが、今、経済産業省と農林水産省が挙げたみたいに、生産性を産業の方から見る立場からは、常時の投入の把握が当然必要になるわけですけれども、先ほど出向・派遣みたいな労働経営体の、経営体調査と別の意味のものが必要になるうかと思えます。この調査に関しては、どちらかという生産性を把握する方に力点がかかっている、雇用形態、例えば漁業の方などでも派遣とかでそういう産業化が進んだときの把握は別途ほかのもので補完する、そういう考え方であるという理解でよろしいわけですね。

舟岡部会長 はい。

出口委員 一応、念のため確認です。

舟岡部会長 よろしいですか。「個人事業主及び無給の家族従事者」「常勤の役員」については、今後、更に精査して定義する。精査して何か良い考えが出てくるかということ、なかなか見通しが立たない。

美添委員 今の件について、私は反対しているわけではないので、生産関数の把握のために従業者的な概念が必要だという点は、十分理解しています。

ただ、実際に調査するとき、特に 58 ページの 、 、個人事業主とか常勤の役員、これは農林水産省で調査を実施した段階でわかるわけですから、具体的に各事業所や経営体がどういう判断をしたかということを事後的に確認していただければ、今後の統計について重要な情報を与えたいと思います。その点の確認をお願いしたいと思います。

農林水産省安藤課長補佐 はい。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。新規就業者の定義については御了解いただけたかと思えますが、常時従業者については若干紛れが出てくるおそれがある家族従事者、役員の扱いについては、調査を踏まえて、また改めてその定義等について精査する。現段階ではそういう整理とさせていただきます。

続きまして、資料3「漁船登録データの活用について」に関して御意見はいかがでしょうか。

美添委員 農林水産省としては、これ以上のことはできないだろうと思えますので、今後、活用できるように対応したいという、これをもっともな結論として受け入れるしかないと思えます。

ちょっと気になるのは「参考」の、都道府県のうち、データ提供できるという規定がない県はこれから検討していただければいいのですが、規定がある場合でも「海難等以外は提供できない」ということだと、そもそも統計目的の理解が、国と異なっている県もあるのではないかと思います。

これに関しては、農林水産省の提案にもありましたように、政府全体として今、行政資料の活用によって調査の正確性を高めるだけではなくて、客体の負担も軽減できるという視点が明確になってきているわけですから、その視点を、これは農林水産省よりも総務省経由だろうという発言は、そのとおりだと思いますが、そのような統計と個人情報保護の関係を明確にした上で、行政資料の提供がいかにか有効であるか。この説明を、都道府県に対して丁寧にやることが重要ではないかと思えます。

結論は、農林水産省はこの対応でこれ以上現段階では無理だろうと思えますので、これで私は納得しております。

舟岡部会長 ほかにございますか。どうぞ。

出口委員 美添委員の御指摘とほとんど同じですけれども、政府統計全体としての対応について、別に具体的なものが何か出てくれば、全体の話の方でもう少し生きてくると思います。この種の話はどこでも今後、全部つきまとうような気がするもので、統計作成目的の場合はデータを提供することができるという、そういう規定みたいなものを一括化して、法制化できないにしても、県が反対する場合にはどういう形になるかとか、指針ですね。そういう指針みたいなものが、今回の経験をベースに出てくると、非常によろしいのではないかということ。

あと、実際に提供可能でも、マッチングとか非常に大変であるというのはごもっともで、データ形式等の問題も当然あるのですが、これに関しては検証が必要となると「参考」のところに書いてあるんですが、実際に今回センサスをやった後、これで少し試されるということの意味しているんでしょうか。

舟岡部会長 いかがですか。

農林水産省安藤課長補佐 今、各都道府県さんの方にいろいろ要請いたしまして、1つある県がデータの検証目的では貸してくれるということになりまして、今月やっとデータを入手いたしました。マッチングの度合いとか、使おうとしている漁船のトン数などが適切になっているかどうかという検証を、今、始めたところでございます。早急に検証いたしまして、今後の活用について、鋭意また調整を進めていきたいと考えております。

出口委員 わかりました。これに関しては多分検証は、要するに割合近いものをマッチングさせるような、そういうマッチングフィルターみたいなものを使うと、割合一般的なデータでも近いものにマッチングできるので、100%とは言えないにしても、そういう種類のアプローチはあると思えます。これはコメントです。

それから、前回、静岡県さんの方でしたか。取ったデータがそもそも実態のデータとの間に大分乖離があるので、使えないのではないかという御指摘が前回あったと思うのですが、それについてはその後、何かありますか。

舟岡部会長 静岡県さん、いかがですか。

静岡県企画部石川室長 一応、漁船登録データと漁業センサス、平成 15 年のデータですけれども、約 2,000 件ほど乖離というか食い違いがあるそうですが、なぜそうなっているのかというのは漁船登録の担当部署でも掴んでいないということでございます。

出口委員 たしか前回の話だと、電子登録データの方が多様な話ではなかったですか。

静岡県企画部石川室長 漁船登録データの方が多いです。

出口委員 消却とか滅却の部分の処理か何か、もしどこが原因かがわかれば、これも今回とは関係なしにわかればという、これも希望です。

舟岡部会長 農林水産省でも、先ほどの御説明ですと、既に作業にとりかかられているということです。作業においてマッチングがどこまで適切に行えるか、更に、マッチングしたデータから漁業センサスに有効な情報をどこまで活用し得るかを判断することになります。

そして、先ほど出口委員の御指摘のように、対象の漁船が異なる場合に、その原因についても追及するといった検証作業を行っていただいて、その結果を踏まえて、有効に活用する方向で登録データの利用について考えていただきたい。そのために政府全体で何らかの取組みが必要な場合には、それこそ統計委員会等で議論し、サポートするような仕組みを今後検討すべきだと考えています。

漁船登録データの活用についてはよろしいでしょうか。農林水産省では大変でしょうが、引き続き検証作業をよろしくお願いいたします。

以上の3点について、部会で御了承いただいたということで、続きまして、答申(案)について審議に入らせていただきます。「諮問第2号の答申(案)平成20年に実施される漁業センサスの計画について」の3枚紙をご覧ください。

まず、答申(案)の全体構成から説明しますと、前文については諮問者が総務大臣ですので、総務大臣から本調査計画の承認に当たって、意見を求められたことに対応した記述です。

「記」以下の部分は「1 承認の適否とその理由等」と「2 今後の課題」の2つで構成されています。

1の承認の適否とその理由の「(1) 適否」では、承認して差し支えないとしていますが、本部会での審議の結論として、これについて異議はありませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、異議なしと確認いたしまして、結論については了解が得られたものいたします。

続きまして「(2) 理由等」「2 今後の課題」については、項目ごとに個別に検討していきたいと思えます。「(2) 理由等」の「ア 調査体系について」以下を、事務局から読み上げていただけますでしょうか。

會田統計審査官 部会長のただいまの御説明に若干補足させていただきますと、承認の適否のところ「計画を承認して差し支えない。」。ただ「なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。」ということで、ある意味条件付きの承認ということになっておりますので、諮問に出されたものの全面的な承認ということではないということをお理解いただきたいと

思います。そのこのところで、訂正すべきところは「(2) 理由等」以下のところで、ポイントごとに妥当であるという表現と、改正する必要があるということで書き分けてございますので御了承いただきたいと思います。

では「(2) 理由」のところ「ア 調査体系について」朗読させていただきます。

『『漁業経営体調査』及び『内水面漁業経営体調査』は、漁業センサスの漁業に係る産業統計としての位置づけを明確にする観点から、実質的に漁業を営んでいない官公庁・学校・試験場を調査対象から除外することとしている。しかしながら、除外する事業所の中には、日本標準産業分類において漁業に分類される、都道府県の栽培漁業センター、水産増殖センター等も含まれていることから、これらについては調査票等に必要な修正を加え、引き続き把握する必要がある。

『漁業従事者世帯調査』は、前回調査に対する統計審議会の『諮問第 288 号の答申』（以下『前回答申』という。）における『本センサスの産業統計としての性格にかんがみ、次回調査に向けて、漁業生産に直接従事する者の実態を把握する調査とする方向で見直す必要がある。』との指摘を踏まえ、廃止することとしているが、同調査で把握していた男女別年齢階層別の漁業従事者数については、『漁業経営体調査』において引き続き把握することとしていることから、妥当である。

『漁業管理組織調査』は、自主的に漁業管理を行っているすべての漁業管理組織を調査対象として実施してきたが、今回調査から、漁業協同組合に関連した漁業管理組織以外のその他の集まりについては除外にすることとしている。これについては、地域の実情に精通した職員による調査から調査員調査に移行するため、その他の集まりを特定することは困難であり、調査対象を明確にし、調査を効率的に実施する等の観点から、妥当である。

『海面漁業地域調査』及び『内水面漁業地域調査』は、前回答申における『本センサスの目的からみて調査内容は生産条件に関連するものに限定することが妥当であると考えられる。』との指摘を踏まえ、また、産業統計としての性格を明確にする観点から、コミュニティ活動等の調査項目から祭り・イベント等を削除することとしており、妥当である。

『水産物流通機関調査』は、3つの調査票から構成されていたが、水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票を廃止し、魚市場調査票のみとし、調査の名称も『魚市場調査』に変更することとしている。これについては、漁業センサスの調査体制に合わせて調査の簡素化、効率化を図るものであり、廃止する調査票で把握していた従業者数、取扱金額については、商業統計調査（指定統計第 23 号を作成するための調査）の『生鮮魚介卸売業』の情報で代替し、水産物卸売業者数及び水産物買受人数については、魚市場調査で引き続き把握することから、妥当である。」

以上、アのところです。

舟岡部会長 アの調査体系につきましては、本日の農林水産省からの回答も含めまして、今まで御審議いただいた内容を一通りまとめさせていただきました。

5 点にまとめてあります。

1 つが、官公庁・学校・試験場を調査対象から除外することについて。

2 点目が「漁業従事者世帯調査」の廃止について。

3 点目が、漁業協同組合に関連した漁業管理組織以外の、その他の集まりについて除外すること

について。

4点目が、コミュニティ活動等の調査項目から祭り・イベント等を削除したことについて。

5点目が、水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票の廃止について。

この5点について、それぞれ段落を区切って、そこに文案を示してあります。

なお、地域におけるコミュニティ活動等の把握については、地域活性化施策の観点からコミュニティ活動等を把握することは重要であるという意見を本部会でいただきましたので、この答申(案)とは別に部会長メモとして統計委員会に報告したいと思っています。部会長メモについては、後ほど説明させていただきます。

案文について何か御意見はありますか。この5点についていかがですか。

それでは、順に、官公庁・学校・試験場を調査対象から除外することについて確認していきます。計画で除外することとなっていた事業所の中で、日本標準産業分類において漁業に分類される事業所については、調査票等に必要な修正を加えて引き続き把握する必要があるという点については、農林水産省から本日御回答いただいた点を記述しています。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、これについては御了承いただいたといたします。

続きまして「漁業従事者世帯調査」を廃止することについてはいかがでしょうか。引き続き、漁業経営体調査の中で把握できることから、妥当としています。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

それでは、これについても御了承いただいたといたします。

その他の集まりを除外することについていかがでしょうか。

美添委員 結構です。

舟岡部会長 従来の精通した職員調査から調査員調査に移行することで、適切に対象をとらえることが困難になっているため、調査対象を明確にして効率的に実施する調査の方法に変更するということであって、妥当と考えます。

(「はい」と声あり)

それでは、これについても御了承いただいたといたします。

続きまして、コミュニティ活動等の調査項目から祭り・イベント等を削除することについては、先ほども申しましたが、部会長メモの中で指摘しておきたいと思います。よろしいでしょうか。これについては部会長メモの検討で御意見をいただき、もし必要ならば、この答申(案)に戻って御検討いただけたらと思います。

2つの調査票を廃止することについてはいかがでしょうか。必要な情報は商業統計調査と魚市場調査で引き続き把握できることから、特段の支障もなく、適切かと思いますが、これについてもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、「ア 調査体系について」について、コミュニティ活動等に関しては、後ほどまた御意見があればいただくとしまして、それ以外については本部会で了承とさせていただきます。

続きまして「イ 調査方法について」の朗読をお願いいたします。

會田統計審査官 「イ 調査方法について」

国の行政組織等の減量・効率化の推進に基づき、農林水産統計分野の定員が大幅に縮減されたことから、農林水産省職員による調査から調査員調査に移行することはやむを得ない対応であり、妥当である。

また、近年の個人情報保護の意識の高まり等を踏まえて、調査方法を面接聞き取りによる他計申告から自計申告に変更することとしている。ただし、調査客体からの申し出があった場合には、調査員による面接聞き取りも可能としており、調査精度の維持、調査の効率的実施等の観点から、妥当である。

なお、『流通加工調査』において、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）を活用したインターネット申告も可能としたことについては、調査対象である水産加工場等の事業所のインターネットの普及率は高く、調査の円滑な実施と調査客体及び調査員の負担軽減を図る観点から、妥当である。

舟岡部会長 イの調査方法につきましては、3つの点についてまとめてあります。

1点目が、職員調査から調査員調査へ移行したこと。

2点目が、面接聞き取りによる調査から自計申告方式への調査に変更したこと。

3点目が、水産加工場等についてインターネット申告も可能としたことであります。

なお、調査方法の見直しにつきましては、個人情報保護の意識の高まり等を踏まえて、自計申告方式に変更することとしています。

そして、今回調査では、調査客体から申し出があった場合は、面接聞き取りによる調査も可能としています。これについては、妥当であると判断していますが、実は、何でもかんでも自計申告方式にして、調査を効率化することが本当に適当かは、疑問とするところであります。本当に重要なのは、きちんとした統計情報が調査によって得られ、その調査精度が十分維持できているかが重要であると思いますので、この点については、部会長メモのなかで統計委員会に報告したいと考えています。これについても、後ほど御説明させていただきます。

調査方法についての案文について、何か御意見はございますでしょうか。

美添委員 結論はこれでよろしいのですが、1番目の「やむを得ない対応であり」というところまではわかるのですが「妥当である」とまで書くものでしょうか。やむを得ない対応であるというところはよくわかります。

舟岡部会長 「やむを得ない対応であり」というのは私が入れたのですが、予算と人員が潤沢であるならば、農林水産の分野に精通している職員による調査の方が、はるかに高い精度が期待できることは確かです。しかし、減量の流れの中で、それこそやむを得ない。

美添委員 やむを得ないまではわかります。

結論は、何々することが必要であるとするか。妥当であるか。2種類しかない、したがって、妥当であるという整理ですか。

舟岡部会長 どうですか。問題ありますか。

會田統計審査官 別に妥当とまで肯定的な観点は強くしなくてもよろしいかと思えます。

美添委員 これを積極的に進めるのが必ずしもいいとは思えないから、やむを得ない対応であると書いてあるわけですね。

舟岡部会長 そうです。

美添委員 とてもいいことだから妥当であるという場合と、これはやむを得ないけれども、ほかに方法がないので妥当である。

舟岡部会長 仕方がないとか書きますか。

美添委員 これはお任せします。「やむを得ない対応であり」が入っていれば、それでいいと思います。

會田統計審査官 やむを得ない対応であるとか、そのぐらいでよろしいでしょうか。

美添委員 官庁の文章の書き方があるでしょうから、お任せします。

舟岡部会長 ここについては文章表現上の問題ですから、文章の専門の部署とも打ち合わせた上で必要に応じて修文したいと思います。これについては、部会長に一任させていただきたいと思えます。

本間専門委員 先ほどのアのところでも申し上げた方がよかったのかもしれませんが、アのところの3つ目の「漁業管理組織調査」のところに、「地域の実情に精通した職員による調査から調査員調査に移行するため」と、ここが初めにきていて、その後で調査方法について記述するということが妥当かどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。初めに移行することを前提にアを書いてしまっているということで、その後に、実態をイで認めるという構成がよろしいかどうか、御検討ください。

舟岡部会長 そうですね。いかがでしょうか。

調査体系について、まずアで述べて、その中で調査方法についてだけ別立てにして整理した方がわかりやすいとの判断ですが、本間専門委員の御指摘のようにアで妥当であるとして、改めて調査方法について評価するのも重複していて錯綜することはたしかですね。そうしますと、先ほど美添委員が御指摘のように、移行することはやむを得ない対応であるとすればよろしいわけですね。

美添委員 1ページはやはり体系について先に書いて、イで調査方法について書く、これはこの順序でいいと思います。表現の問題だけなので、どこでしたか、今回調査から調査員調査に移行することがやむを得ないためか、何か、ここの表現が後に出てくることがわかるように書けばいいということですね。

本間専門委員 そのとおりで、ここで既に決まったごとく議論していったら、後でそれをまた蒸し返すというよりも、ここで決まったごとく書き換えていくことが問題なのであって、今、美添委員が言われたように、移行することがやむを得ないためとか、どうするんですかね。

美添委員 移行することが予定されているため。

本間専門委員 文章的な問題で、本質的なことではないのですけれどもね。

會田統計審査官 本間先生がおっしゃるところはわかるのですが、ただ、職員調査から調査員調査に移行するというのは管理組織調査だけではなくて、ほかのところにも全般的にかかってくる問題

なので、その管理組織調査のフレーズだけで反映するというもおかしくなりますので。

美添委員 書きぶりとして、やはりアがここにきて、体系があって、調査方法という形だと思います。

舟岡部会長 アで書かれているのは理由についてですね。調査対象について、従来よりも狭めて調査することにした理由として、調査方法の大きな変更があるのだと。

美添委員 そういう表現でいいのではないですか。調査方法の変更を前提とすればということで、あとは部会長の口頭の報告もあり、イのところに来れば、明確に書いてあるわけですね。

舟岡部会長 はい。

本間専門委員 1点よろしいですか。今、お話しされたように、調査員調査に移行することが予定されているためということで、よろしいのではないのでしょうか。

舟岡部会長 なるほど。ここではそれが適当かどうかについては、判断を示さない記述とする処理でよろしいですか。「ア 調査体系について」の3パラのところの4行目については、地域の実情に精通した職員による調査から調査員調査に移行することが予定されているため。そして、その予定について、次の「イ 調査方法について」で、評価を述べるという構成で、よろしいですか。

「イ 調査方法について」でほかに御意見はありませんか。よろしいですか。御異論がなければ、了承とさせていただきます。

なお「やむを得ない対応であり妥当である。」についての修文は私にお任せいただきたいと思います。

それでは、続きまして「ウ 調査事項について」の朗読をお願いいたします。

會田統計審査官 「ウ 調査事項について」

調査事項については、漁業に係る産業統計としての位置づけを明確にする観点から、生産構造を捉える調査事項に限定し削減している一方、新たに策定された水産基本計画（平成 19 年 3 月）に基づく水産政策に伴う行政ニーズへの対応として、国際的な漁獲規制が強まる中で、水産資源の回復・管理の推進を図る観点としてのまぐろ類養殖の実態、及び漁業従事者が高齢化し減少する中で、担い手の確保・育成施策等の推進に必要な新規就業者の実情等を調査事項として追加することとしている。これらについては、おおむね妥当であるが、新規就業者については、漁業センサスでの新規就業者の定義に照らし、『過去 1 年以内に新たに漁業を始めた人』を『過去 1 年以内に漁業を始めた人』に表現を修正するとともに、雇用された新規就業者については、過去 1 年間に 30 日以上海上作業を行った人の中で把握することから、作業日数の制限を設けずに把握するよう、変更する必要がある。

舟岡部会長 「ウ 調査事項について」につきましては、新規就業者の把握について修正が必要であるとしています。この案文について、何か御意見はございませんか。

美添委員 結論はこのとおりでいいのですが、答申文にここまで細かく書くものですか。最後の方は細か過ぎるかなという気がしますが、従来からこの程度まで細かく書いていますか。

舟岡部会長 変更する内容については、明確にしておいた方がよいかと思ったのですが。

美添委員 ではお任せします。これで結構です。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。

特に御異論なければ、「ウ 調査事項について」も案文どおり、部会として了承とさせていただきます。

続きまして、「エ 概念・定義について」の朗読をお願いいたします。

會田統計審査官 「エ 概念・定義について」

従業者について、前回調査では、『常雇』と『臨時雇・日雇』に区分して把握していたが、前回答申において、その定義が事業所・企業統計調査、工業統計調査等と異なっていると指摘されたことを受けて、今回調査では常用雇用者の定義を事業所・企業統計調査、工業統計調査等と整合させ、これに個人事業主、役員、出向・派遣受入者等で同様な定義に合致する従業者を含めた『常時従業者』を新たに設け、『その他』と区分して把握することとしており、妥当である。

舟岡部会長 「エ 概念・定義について」につきましては、本日の農林水産省の回答もありましたように、新規就業者の定義が修正されています。この案文について、いかがでしょうか。

漁業センサスについては、産業統計としての整備を進めてきましたが、従業者については、前回調査まで世帯調査の概念をまだ残していたところがありました。今回計画において、「常雇」という概念から、常用雇用という概念に切り替えることで、ほかの産業統計と同様な定義、概念になりました。さらに、それに加えて常時従業者の概念で、基幹的な従業者を把握するようにしたということでもあります。いかがでしょうか。

美添委員 先ほどの議論の家族従業者等は、どこかで部会長の発言があると理解してよろしいですか。

舟岡部会長 同様な定義という箇所でしょうね。同様な定義で含意する内容がすべて同じというよりも、それぞれの従業者の属性に合わせて適宜、その定義を少しずつ異にする。

例えば、家族従業者についていえば、期間の定めのないという の条件を落とせば、家族従業者については、 と の条件を課すことで常時従業者にはほぼ該当すると思います。

美添委員 そうということなので、私は 100% 妥当とは読めないのです。実施上に困難が必ず生じます。回答があいまいになる。調査の手引に何らかの記入をすることが必要だろうと思います。

舟岡部会長 それについては答申案文に書くような話ではありませんので、統計委員会において私からの補足説明の中で、調査の手引等で常時従業者について、より明確に紛れがないような形で整理すると報告することとしますか。

美添委員 というのを、農林水産省が了解しているということですね。

舟岡部会長 紛れがない方向であれば良いのでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 定義があいまいなところについては、誤解がないように手引等で周知を徹底したいと考えております。

舟岡部会長 これについては農林水産省と相談させていただきたいと思いますが、従業者について、雇用者、個人事業主、家族従業者、役員、出向・派遣受入の中の、家族従業者、個人事業主も含めてもいいですが、常勤の役員については常時従業者という概念について、3つのいずれかに該当するということで「 期間を定めずに従事している人」「 1 か月を超える期間を定めて従事

している人」「平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人」の中の を除けば、と に該当します。

美添委員 しかし、そういうふうに計画にも調査票にも書いていないわけです。

舟岡部会長 調査票で冷凍・冷蔵、水産加工場調査票だけに詳しい説明書きがありますが、それ以外は調査の手引の中で説明を書くことになります。その調査の手引をもう一度、調査の実施、実査において、紛れがないように正確にしておく。本日いただいた意見を踏まえてということになるかと思います。調査票の修正をするかどうかについては、部会長と実施者との相談に委ねてください。

美添委員 結構です。

舟岡部会長 このような整理でよろしいですか。

美添委員 了解します。

舟岡部会長 それでは「エ 概念・定義について」に関して、ほかに御異論がなければ、部会として案文を了承いただいたといたします。ただし、先ほどの定義に関する手引等についての扱いは、部会長にご一任をお願いします。

それでは「オ 集計事項について」読み上げていただけますでしょうか。

會田統計審査官 「オ 集計事項について」

新規に追加した調査事項については、他の調査事項の集計結果表との整合性に配慮して集計結果表を作成することとしており、妥当である。

舟岡部会長 これについて、何か御意見はありますでしょうか。特段問題ないかと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

それでは「オ 集計事項について」の案文については、部会として了承とさせていただきます。

最後に「2 今後の課題」では、行政記録の活用の観点から漁船登録データの活用について、引き続き農林水産省に検討を求めています。先ほどの御説明では、既に検討を開始されたとのことですが、案文について朗読をお願いいたします。

會田統計審査官 最後のページです。

「2 今後の課題」

漁業経営体調査票等で把握する漁船の仕様等については、漁業センサスの調査体制の変化に対応して把握内容を縮減してきたが、これについては、調査の簡素化・効率化を図る観点から、やむを得ないことと考える。しかしながら、漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第2項に基づき都道府県が保有している漁船登録データには、漁業種類又は用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれている。このことから、漁船登録データを活用することにより、報告書の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考え。したがって、今後、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について引き続き検討する必要がある。

舟岡部会長 「2 今後の課題」について、いかがでしょうか。

2003年には推進機関の種類、馬力数、進水年月日といった情報を調査していましたね。

農林水産省安藤課長補佐 推進機関の種類は調査しておりませんでした。エンジンの馬力や竣工年ということで調査しておりました。

舟岡部会長 漁船登録データを活用すれば、新たな調査事項を増やすことなく、かつて利用していたデータを引き続き利用できることで非常に望ましいわけですが、先ほど農林水産省からも御説明がありましたように、実際に活用可能かどうかについては、十分な検証作業を必要とします。その検証作業を今後、引き続きやっていただきたいとの要望を込めて、課題として示してあります。いかがでしょうか。本間専門委員よろしいですか。

本間専門委員 はい。

舟岡部会長 それでは「2 今後の課題」については、この案文を部会として了承したとさせていただきます。

答申（案）全体にわたって、何か御意見がございますでしょうか。どうぞ。

西郷専門委員 確認ですけれども、統計委員会に移行してから、かなり早い段階で出される答申文ということになりますけれども、今後はこれが基本的なフォーマットになるという理解でよろしいですか。

舟岡部会長 既に1回出ていて、これは2回目ですね。

會田統計審査官 答申のフォーマットとしましては、12月に出しました住宅・土地統計調査を踏襲しておりますが、最初の数回というのは多少トライアル・アンド・エラーは仕方がないかとは思いますが、変わっていく部分はあるかと思えます。

西郷専門委員 基本的にはこれですね。わかりました。

舟岡部会長 どうぞ。

山下専門委員 答申（案）の1の(2)のウのところに戻って恐縮ですが、1つ確認をさせていただきます。

このままで何か間違いがあるわけではないのですが、マグロ類養殖を今回、新たに統計に入れた。これが、さっと読んだときに、水産政策としてマグロ類養殖を推進すると読めてしまわないかということ。そのように読めなければいいと思うのですが、水産基本計画の中に、例えばマグロ類養殖を推進することというようなことは書かれてありません。水産基本計画に書かれているのは水産資源の回復・管理の推進が書かれているのです。

しかし、回復すべき対象魚種という中にマグロは入っておりません。水産回復計画というのは七十数魚種というのがあるのですが、マグロは高度回遊性といって国際的な管理の中でとなっているので、ここで言う水産資源の管理推進という、資源回復計画というのがありますが、その中にマグロが入っているわけではない。何かマグロ類養殖を基本計画の中で推進するように、ここでとられると余り適当ではないのではないかと。

ただ、実態として何でマグロ類養殖を入れてきたかということと言うと、実態が増えてきたからなんです。日本では余り問題になっていないのですが、外国ではむしろ魚類を養殖するために稚魚を取り過ぎているという、違う意味での問題はよく指摘されているところです。日本ではマグロの完全養殖ができて、今すごい大ブームになっていますので、それでここに入っているということで、

この段階になって確認するのも申し訳ないのですが、例えば案文の「行政ニーズへの対応として」、先に「水産資源の回復・管理の推進を図る観点として」というのを出してきて、その後「国際的な漁獲規制が強まる中で、まぐろ類養殖の実態」というように、2つの節を入れ替えるということをする、資源回復が水産政策の行政ニーズであることが結び付きやすいかなと思いました。

そう読めないのであれば、別に私としてはいいです。

舟岡部会長 懸念があるならば、懸念を払拭するような修文が必要かと思います。ただ今、御提案されたのは「一方、新たに策定された水産基本計画に基づく水産政策に伴う行政ニーズへの対応として、水産資源の回復・管理の推進を図る観点として、国際的な漁獲規制が強まる中で、マグロ類養殖の実態」のようにフレーズを入れ替えるということですね。

山下専門委員 例えば、それだと少し弱まるのではないかと思いました。

舟岡部会長 農林水産省、いかがですか。

農林水産省安藤課長補佐 水産基本計画の表現等は、今、山下専門委員のおっしゃったとおりでございまして、マグロについては国際的な漁獲の規制が強まっているので、実態を把握したいというのが趣旨でございまして、今の委員の御提案の方がよりよくなるのかなと思いました。

舟岡部会長 いかがでしょうか。それでは、そのように修正させていただきます。

會田統計審査官 文言は。

舟岡部会長 文言は先ほど述べたように「水産資源の回復・管理の推進を図る観点として」を「対応として」の次に移行する。引き続いて「国際的な漁獲規制が強まる中で、マグロ類養殖の実態」と続けられ、誤解が生じないということです。

そうですね。

山下専門委員 それは一案として申し上げたということです。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、答申（案）につきまして修正箇所について述べますと、1ページ目は、1の「(2) 理由等」の「ア 調査体系について」の第3パラグラフの4行目「職員による調査から調査員調査に移行するため」を「移行することが予定されているため」と修文する。

2ページの「ウ 調査事項について」では、3行目の「水産政策に伴う行政ニーズへの対応として、水産資源の回復・管理の推進を図る観点から、国際的な漁獲規制が強まる中で、まぐろ類養殖の実態」と修文する。

最終的な文章の確定については、私に御一任いただきたいと思います。

「エ 概念・定義について」の常時従業者の調査上の手引についての整理が必要であることについては修文することはいたしません、適当な修正か、あるいは委員会への私からの報告の中で触れるかの対応を取りたいと思います。

もう一つありました。2ページ目の「イ 調査方法について」で、第1パラグラフの「やむを得ない対応であり、妥当である。」の文章表現については、事務局と私と相談した上で最終的に決着させたいと思いますので、これについても御一任をよろしくお願いいたします。

以上ですね。

それでは、以上の修正を盛り込んで、答申（案）については、本部会で了承をいただいたといたします。ほかに御意見がないようでしたら、答申（案）についての検討は一通り終了したということで、最後に本部会から統計委員会に対して報告する事項について、検討していただきます。

まず、「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画の審議に際して出された意見について」という 2 ページ紙を、報告案としてお手元にお配りしてあるかと思えます。この報告文は公式なものではなくて、部会長からの私的な報告という位置づけになりますが、答申とは別に、個別の案件を審議する過程で出た御意見を基に、統計委員会の基本計画部会等における多面的な視点に立った議論の参考として、委員会の席上で配付の上、産業統計部会長である私から統計委員会に説明し、報告するものであります。

その内容は 3 つです。

「 1 漁船登録データの活用について」。

「 2 地域におけるコミュニティ活動等の把握について」。

「 3 調査手法の見直しについて」であります。

朗読していただけますでしょうか。

會田統計審査官 では「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画の審議に際して出された意見について

1 漁船登録データの活用について

今回の漁業センサスの審議では、漁船法に基づき都道府県が保有している漁船登録データの活用の可能性について検討が行われ、登録されたデータについて、各都道府県が独自の電子化を図っており、データ形式等は統一されていない。登録されたデータは、最新のデータではないので、必ずしも実態を反映するものではない。各都道府県の個人情報保護条例で、行政記録として徴収している個人情報について、『統計作成目的の場合にはデータを提供することができる』旨の規定のある県と規定のない県があり、提供を可能とする県においても、昨今の住民のプライバシー意識の高まりから、提供に消極的な県が多い。活用にあたり、国から協力依頼の文書をいただければ提供しやすい。等の意見が出されました。

このような状況にかんがみ、今回の漁業センサスでの漁船登録データの活用は困難であると判断しましたが、漁船の推進機関馬力数や進水年月日等の漁船登録データを活用した漁業センサスの調査結果データの集計・提供、上記で出された課題を克服する方策等について、次回調査に向けて、農林水産省において引き続き検討することを要望しています。

個別案件ごとに対処していくことも大切ですが、統計委員会において、行政記録の活用に係る課題とその対応策について明確な方向性を打ち出す等、政府統計全体として対応していくことも必要であります。

2 地域におけるコミュニティ活動等の把握について

漁業センサスでは、これまで漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能の実態を把握してきま

したが、前回答申において、調査内容は生産条件に関連するものに限定するよう指摘されたことを踏まえ、今回の改正計画では、これらの調査事項を縮減することとしています。

しかしながら、部会審議では、共同体、コミュニティ、集落などは、これまで漁業を支えてきており、今後、漁業を発展させる上で、重要な組織的な役割を果たすと考えられる。産業構造が変化する中で、地域活性化施策の観点から地域でのコミュニティ活動の状況を把握することは重要である。等の意見が出されました。

これらの情報の重要性はありますが、今回調査においては、本調査の産業統計としての位置づけを明確にし、調査内容を生産条件に関連するものに限定することから、今回の調査事項の縮減はやむを得ないものと考えます。

しかしながら、今後、産業全体について、それを支える地域コミュニティ活動を有機的に捉えていくことは今後研究すべき分野であると考えます。

3 調査手法の見直しについて

今回の漁業センサスの審議では、その調査方法について、これまで調査客体への面接聞き取りによる調査方法から、自計申告方式を基本とする調査方法へ変更することの適否について検討しました。

検討の結果、国家公務員の総人件費改革による地方統計組織の大幅な定員削減により、これまでのような地方統計組織の農林水産省職員による調査が困難となってきたこと、近年、個人情報保護の意識の高まりを踏まえると自計申告の方が調査協力を得やすい状況となっていること、等の状況を踏まえ、調査の効率的実施の観点から、農林水産省の見直し案を妥当であると判断しました。

ただし、漁業者の高齢化が進んでいることから、實際上、全面的な自計申告への移行は困難であり、都道府県・市町村担当者からも、調査客体の申し出があった場合には面接聞き取り調査もできる余地を残すべきとの意見・要望が示され、調査客体からの申し出があった場合には、面接聞き取りによることも可能とする調査方法としています。

各種統計調査の見直しに際しては、『調査の簡素・効率化』及び『調査客体の負担軽減』の観点に立つことは当然としても、何よりも正確な統計情報を収集しうるかの観点はきわめて重要です。各府省が実施する統計調査は、それぞれ、調査対象や調査内容が異なっており、例えば漁業センサスにおいては、とりわけ他の企業・事業所を対象とした調査とは異質であり、高齢の個人の中小零細な漁家が主たる調査対象であり、かつ活動現場と調査場所は離れているため、フェース・トゥー・フェースによる調査方法でなければ正確な調査結果が得られないケースも少なからずあります。

このように、各統計調査の見直しを検討する際には、一律に簡素・効率化の観点にのみ依拠することなく、当該統計調査の特徴を十分考慮して、調査精度の維持についても十分検討を行った上で効率化を図る必要があります。

舟岡部会長 以上の3点について、部会長報告という形で統計委員会に説明し、報告しようと考えていますが、これにつきまして、何か御意見はありますでしょうか。

1点目は、行政記録の活用は、統計委員会で全体の問題として議論しておいてもらう必要がある。その端緒を、今回の漁業センサスの審議が担ったというものです。

2点目は、コミュニティ活動等については、かつては農村と言いますと農家だけの集まり、漁村と言いますと漁家だけが集まっていたのですが、最近では勤労者等々が混住するような地域状況になっていますので、単に農業、林業あるいは漁業の付帯した活動まで含めて、そこから地域の情報をとらえることでは不十分になっている。他の産業分野についても、それを支えている地域的な情報を統計調査、行政情報等を収集して、それらを併せてコミュニティ活動あるいは地域の状況を明らかにする必要がある。これは単に一省が担えるものではなくて、調査等を実施している各府省庁が何らかの共同的な作業で担っていく必要があるだろう。

3点目の「3 調査手法の見直しについて」については、簡素・効率化、負担軽減が金科玉条のごとく言われていますが、それよりももっと大事なものがあるので、そちらをおろそかにしては困るということ、一言言っておきたいということでもあります。

この報告について何か御意見はありますか。

1については、特段問題ないですね。特に前半の部分は、答申にも盛り込まれているところがあります。それに加えて、統計委員会での検討を是非行ってほしいと述べています。

2についてはよろしいですか。出口委員、いかがですか。

出口委員 今、舟岡先生がおっしゃったこと、つまり省庁間のというようなことは2の中に入っていないような気がします。

舟岡部会長 それについては、私が口頭で述べようと思うのですが。

出口委員 口頭ですか。

舟岡部会長 はい。余り文章に残すと、いろいろ差し障りも出てくるかなと考えまして。

出口委員 非常に重要なポイントだと思いますので、可能であれば是非一言、文章の中に入れていただければと思います。産業施策のためには、おっしゃったとおりだと思うので、文章の中にフットスタンプ程度にでも入れておいていただければというのが希望であります。

舟岡部会長 この報告内容があれば、答申案文のコミュニティについて触れている箇所はあれでよろしいですね。2についてのただ今の出口委員の御指摘については、再度検討したいと思います。なかなか踏み込んで記すのは難しいところもありますので、口頭で述べるのが良いかとも思います。

出口委員 でも、そこは議論のポイントなので。

舟岡部会長 ただし、統計委員会の議事録はちゃんと公開されますので、口頭であってもそれ自体意味を持つだろうとは思いますが。

出口委員 はい。

舟岡部会長 ちょっと検討させてください。

出口委員 よろしくお願いします。

舟岡部会長 2のコミュニティはよろしいですか。

「3 調査手法の見直しについて」はいかがでしょう。政策統括官室から怒られるかもしれません。どうぞ。

山下専門委員 よろしいですか。

先ほどの答申（案）に書かれた調査、面接聞き取りの理由と、部会長が書かれている聞き取りのこととのニュアンスが少し違うように私には思えたので、確認だけさせていただきたいのですが、答申（案）の中で、なぜ面接聞き取りを残すかというところで、例えば2ページ目の上ですけれども「調査精度の維持、調査の効率的実施等の観点から、妥当である」になっていまして、つまり面接聞き取りをした方が調査が効率的だということを、ここでは言っているように思います。

それで、部会長がお書きになることは部会長のことですから、あれですけれども。

舟岡部会長 ここは、他計申告から自計申告に変更することについての評価なのです。調査の効率的実施という観点で、妥当である。

でも、調査精度において一部のケースでは危惧される点もあるので、そこについては、十分それをカバーできるように、申し出があった場合には、調査員による聞き取りも可能とするということで、調査精度の維持については十分配慮されているという点を併せてということです。

山下専門委員 わかりました。では、今の発言は撤回というか、やめておきます。

舟岡部会長 「3 調査手法の見直しについて」いかがですか。美添委員、何かありますか。

美添委員 部会長の信念が現れていて、これでいいのではないかと思います。

舟岡部会長 怒られますか。

美添委員 政策統括官室がこれでよければ、怒られないでしょう。

舟岡部会長 1～3の内容でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

それでは、これを統計委員会で報告したいと思います。

コミュニティ活動等の把握についての最後の表現は、もう一度検討いたしますが、なかなか難しいところもあるかと思えます。

答申（案）については先ほどの所要の修正を行い、そして、一部部会長預かりとなったところがありますが、それは御一任いただくということで、本部会で了承されたといいたします。同様に、私から統計委員会に報告いたします部会長報告（案）についても、本部会で御了承されたとさせていただきます。

御了承いただきました答申（案）及び部会長報告につきましては、今月1月21日月曜日の統計委員会に、今回と前回の部会結果概要とともに、私から報告することといたします。

それでは、漁業センサスについて産業統計部会における審議は、今回をもちまして終了ということになります。昨年11月から3回にわたる部会審議におきまして、論点メモに沿って各論点について審議を精力的に行い、そして、本日答申（案）等の作成了承に至りましたことを、部会長として出席者の皆様に厚く御礼申し上げます。特に専門委員の皆様方におかれましては、それぞれ御専門の立場から、答申（案）を作成する上で極めて有益な御指摘、御意見をいただきましたことを、改めて重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

これで、閉会といたします。